

1 第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）策定に至る経緯

- 2003（平成15）年 7月 知事が「愛知の教育を考える懇談会」設置
- 2005（平成17）年 2月 「愛知の教育を考える懇談会」最終報告
※愛知の教育新生の取組方向と、それに沿った主要な取組を提言
- 2006（平成18）年12月 【国】改正教育基本法の制定
※地方公共団体における教育振興基本計画の策定が努力義務に

2007（平成19）年 4月 県教育委員会「あいちの教育に関するアクションプラン」策定

計画期間：2007（平成19）～2010（平成22）年度（4年間）

2011（平成23）年 6月 県教育委員会「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」策定

計画期間：2011（平成23）～2015（平成27）年度（5年間）

2012（平成24）年 5月 知事が「教育懇談会」設置

2014（平成26）年 6月 【国】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」成立・公布（2015（平成27）年4月施行）
※首長が総合教育会議を設置、教育に関する「大綱」を策定 等

2015（平成27）年 4月 第1回愛知県総合教育会議開催（設置：知事、構成員：知事・教委）
※教育に関する「大綱」の策定の方向性について協議

- 本県の教育に関する根本となる「大綱」と次期「教育振興基本計画」を、整合性のとれたものとしていく。
- このため、次期「教育振興基本計画」を知事と教育委員会が連携して策定する中で、総合教育会議において、次期「教育振興基本計画」の目標や基本的な方針の部分を議論し、大綱を策定する。

2016（平成28）年 2月 県・県教育委員会「あいちの教育ビジョン2020-第三次愛知県教育振興基本計画」策定

2020（令和2）年 7月 第1回愛知県総合教育会議開催（設置：知事、構成員：知事・教委）
※教育に関する「大綱」の策定の方向性について協議

- 現行計画と同様に、本県の教育に関する根本となる「大綱」と次期「教育振興基本計画」を、整合性のとれたものとしていく。
- このため、次期「教育振興基本計画」を知事と教育委員会が連携して策定する中で、総合教育会議において、次期「教育振興基本計画」の基本的な方針の部分を議論し、大綱を策定する。

2 第四次愛知県教育振興基本計画（仮称）の概要

- (1) 策定主体
愛知県・愛知県教育委員会
- (2) 計画期間
2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間
- (3) 計画の位置づけ
・教育基本法第17条第2項に規定する本県の「教育振興基本計画」
・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する本県の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」
※ 計画の基本的な方針の部分を、「大綱」に位置付ける。
- (4) 計画の内容
現行の「あいちの教育ビジョン2020-第三次愛知県教育振興基本計画」の成果と課題、新たな課題への対応などを踏まえ、今後、重点的に取り組むべき施策の方向を示す。
- (5) 計画策定の進め方
計画策定に当たっては、知事主催の「総合教育会議」における協議を踏まえつつ、検討会議を開催して策定を進める。

〔参考〕

◇「大綱」と「教育振興基本計画」の法律上の位置付け

区分	大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）	教育基本法（平成18年法律第120号）
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

◇大綱に関する文部科学省の考え方（平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長 通知）

- (1) 定義
 - 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
 - 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
 - 大綱の対象期間については、4年から5年程度を想定している。
- (2) 教育振興基本計画その他の計画との関係
地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。